

新宿区教育委員会会議録

令和 7 年第 9 回定例会

令 和 7 年 9 月 5 日

新宿区教育委員会

令和7年第9回新宿区教育委員会定例会

日 時 令和7年9月5日（金）

開会 午後 2時00分

閉会 午後 2時35分

場 所 新宿区役所6階 第4委員会室

出席者

新宿区教育委員会

教 育 長	針 谷 弘 志	教育長職務代理者	古 笛 恵 子
委 員	星 野 洋	委 員	年 綱 和 代
委 員	鴨 川 明 子	委 員	的 場 美 規 子

説明のため出席した者の職氏名

次 長	遠 山 竜 多	中 央 図 書 館 長	山 本 秀 樹
教 育 調 整 課 長	徳 永 創	教 育 指 導 課 長	坂 元 竜 二
主 任 指 導 主 事	北 中 啓 勝	統 括 指 導 主 事	池 田 知
教 育 支 援 課 長	菊 地 ゆ み	統 括 指 導 主 事	辻 慎 二 章
学 校 運 営 課 長	高 橋 和 孝	文 化 観 光 課 長	神 崎 章

書記

教 育 調 整 課 主 査	古 市 将 貴	教 育 調 整 課 係 長	大 原 颯 人
---------------	---------	---------------	---------

議事日程

議 案

- 日程第1 第48号議案 新宿区立の小学校、中学校及び特別支援学校の非常勤の学校医、
学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例の一部
改正について
- 日程第2 第49号議案 新宿区立の小学校、中学校及び特別支援学校の非常勤の学校医、
学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例施行規
則の一部を改正する規則
- 日程第3 第50号議案 令和7年度新宿区一般会計補正予算（第5号）（案）に関する
意見について
- 日程第4 第51号議案 令和8年度新宿区立幼稚園の学級編制方針について
- 日程第5 第52号議案 新宿区立指定文化財の指定について

報 告

- 1 新宿区地域文化財の認定について（文化観光課長）
- 2 新宿区立中学校における35人学級の実施について（学校運営課長）
- 3 その他

◎ 開 会

○教育長 ただいまから令和7年新宿区教育委員会第9回定例会を開会いたします。

本日の会議には、全員出席しておりますので、定足数を満たしています。

本日の会議録の署名者は、星野委員にお願いいたします。

○星野委員 承知しました。

○教育長 本日は、新宿区教育委員会の権限に属する事務の委任及び補助執行に関する規則第3条により、補助執行している事務についての説明を受けるため、文化観光産業部文化観光課長に出席していただいております。

◎ 第48号議案 新宿区立の小学校、中学校及び特別支援学校の非常勤の学校医、
学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例の一部改正
について

◎ 第49号議案 新宿区立の小学校、中学校及び特別支援学校の非常勤の学校医、
学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例施行規則
の一部を改正する規則

◎ 第50号議案 令和7年度新宿区一般会計補正予算（第5号）（案）に関する意
見について

◎ 第51号議案 令和8年度新宿区立幼稚園の学級編制方針について

◎ 第52号議案 新宿区指定文化財の指定について

○教育長 それでは、議事に入ります。

「日程第1 第48号議案 新宿区立の小学校、中学校及び特別支援学校の非常勤の学校医、
学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例の一部改正について」、「日程第2
第49号議案 新宿区立の小学校、中学校及び特別支援学校の非常勤の学校医、学校歯科医及
び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例施行規則の一部を改正する規則」、「日程第3
第50号議案 令和7年度新宿区一般会計補正予算（第5号）（案）に関する意見について」、
「日程第4 第51号議案 令和8年度新宿区立幼稚園の学級編制方針について」、「日程第
5 第52号議案 新宿区指定文化財の指定について」を議題といたします。

本日の進行につきましては、日程第1 第48号議案及び日程第2 第49号議案について一括して説明を受け、審議を行います。

次に、日程第3 第50号議案について説明を受け、審議を行います。

次に、日程第4 第51号議案について説明を受け、審議を行います。

最後に、日程第5 第52号議案について説明を受け、審議を行います。

ここで、皆様にお諮りいたします。

第50号議案は、令和7年第3回区議会定例会で審議を予定している案件で、予算案として議会に提案する前である本日の教育委員会においては、公開による審議の場合、具体的かつ自由な討論、質疑ができないおそれがありますので、非公開による審議としたいと思います。

第50号議案を非公開により審議することに御異議ございませんか。

〔異議なしの発言〕

○教育長 御異議ございませんでしたので、第50号議案は非公開により審議するものといたします。

なお、この後の説明及び答弁については、着座にてお願いいたします。

それでは、第48号議案及び第49号議案の説明を、教育調整課長からお願いいたします。

○教育調整課長 それでは、「第48号議案 新宿区立の小学校、中学校及び特別支援学校の非常勤の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例の一部改正について」御説明いたします。

議案概要を御覧ください。

本議案は、都立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例の一部を改正する条例の施行に伴い、補償基礎額の扶養加算額及び介護補償の額等の改正を行うものです。

本議案は、2条立ての改正となっております。議案概要でいいますと、1の部分及び2の部分が第1条による改正、3と書いてある部分が、第2条による改正となっております。

それでは、第48号議案を御覧ください。

1枚おめくりいただきまして、新旧対照表を御覧いただければと存じます。

まず、第1条による改正につきましては、補償基礎額の扶養加算額及び介護補償の額等の改正に関するものです。

補償基礎額について規定しております第5条において、第3項第1号の配偶者の加算額を200円から100円とし、経験年数が10年以上16年未満の学校医及び学校歯科医の扶養親族たる

配偶者の加算額を削除いたします。

また、第2号の22歳に達する以後の最初の3月31日までの間にある子の加算額を300円から384円といたします。

続きまして、裏面を御覧いただきまして、介護補償について規定している第13条における介護補償の額の改定についてです。

第2項第2号では、現行8万1,290円が改正後には8万5,490円へ、4,200円の増、また、第4号では、現行4万600円が改正後には4万2,700円へ、2,100円の増とするものでございます。

次に、新旧対照表3ページを御覧ください。

第2条による改正につきましては、補償基礎額の扶養加算額の改正に関するものです。

補償基礎額について規定しております第5条の第3項第1号において、先ほど100円とした配偶者の加算額を削除し、第2号の22歳に達する日以後、最初の3月31日までの間にある子の加算額を384円から434円といたします。

次に、附則についてです。

この条例は、令和7年11月1日から施行いたします。ただし、第2条による改正の規定は、令和8年4月1日から施行いたします。

また、金額が増となる部分の改正規定は、令和7年9月1日から遡及適用いたします。

経過措置といたしまして、改正後の条例の規定は、適用日以後に支給すべき事由が生じた補償等について適用し、その他の補償については、なお従前の例によること、また、適用日から施行日の前日までの間に支払われた金額は、改正後の条例に基づく補償の内払とみなすことを規定してございます。

それでは、議案の1ページ目にお戻りいただきまして、第48号議案の提案理由です。

都立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例の一部を改正する条例の施行等に伴い、学校医等に扶養親族がある場合における補償基礎額の加算額及び介護補償の額を改定する必要があることから、条例の改正を申し出るためでございます。

続きまして、「第49号議案 新宿区立の小学校、中学校及び特別支援学校の非常勤の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例施行規則の一部を改正する規則」について、御説明いたします。

議案概要を御覧ください。

本議案は、新宿区立の小学校、中学校及び特別支援学校の非常勤の学校医、学校歯科医及

び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例の改正等に伴い、所要の改正を行うものです。

本議案につきましても、第48号議案と同様、2条立ての改正となっております。

改正内容について御説明いたします。

公務災害休業補償請求書の様式について、扶養親族加算額の内訳欄を改正するものです。

それでは、第49号議案を御覧いただき、3枚おめくりいただきますと、新旧対照表がございます。

さらに、もう1枚おめくりいただくと、新旧の様式がございます。

まず、様式の1枚目、右上に「第1条による改正後」と記載があるものと、3枚目、現行のものを御覧ください。

右上部の扶養親族に係る部分につきまして、下線部が改正箇所となります。条例の改正に合わせて文言を修正しているものです。

2枚目の第2条による改正後の様式につきましても、同様に条例の改正内容に合わせて改正するものでございます。

恐縮ですが、新旧対照表にお戻りください。

附則についてでございます。

この規則は、条例の改正に合わせ、主に令和7年11月1日及び令和8年4月1日からの施行でございます。

また、経過措置として、改正後の様式の規定は、施行日以後に支給すべき事由が生じた休業補償について適用し、同日前に支給すべき事由が生じた休業補償については、なお従前の例によること等を規定してございます。

最後に、議案の一番後ろ、こちらに特記事項がございますので、御覧いただけますでしょうか。

本議案には、成立要件として特記事項が付されております。本議案に基づく改正は、令和7年第3回新宿区議会定例会において、新宿区立小学校、中学校及び特別支援学校の非常勤の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例の一部を改正する議案が原案どおり可決されたときに成立するものでございます。

それでは、議案の1ページ目にお戻りいただきまして、第49号議案の提案理由でございます。

新宿区立の小学校、中学校及び特別支援学校の非常勤の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例の改正に伴い、所要の改正を行う必要があるためでございます。

す。

以上、御審議のほど、よろしくお願いいたします。

○教育長 説明が終わりました。初めに、第48号議案について、御意見、御質問がありましたら、お願いをいたします。

〔発言する者なし〕

○教育長 特に御意見、御質問がないようですので、討論及び質疑を終了いたします。

第48号議案を原案のとおり決定してよろしいでしょうか。

〔異議なしの発言〕

○教育長 第48号議案は、原案のとおり決定いたしました。

次に、第49号議案について、御意見、御質問がありましたら、お願いいたします。

〔発言する者なし〕

○教育長 こちらも特にないようですので、討論及び質疑を終了します。

第49号議案を原案のとおり決定してよろしいでしょうか。

〔異議なしの発言〕

○教育長 第49号議案は、原案のとおり決定いたしました。

それでは、恐れ入りますが、傍聴人の方は議場より御退席をお願いいたします。

〔傍聴人退席〕

◎ 第51号議案 令和8年度新宿区立幼稚園の学級編制方針について

○教育長 それでは、第51号議案の説明を教育調整課長からお願いいたします。

○教育調整課長 それでは、「第51号議案 令和8年度新宿区立幼稚園の学級編制方針について」御説明いたします。

お手元の議案書1枚おめくりいただきまして、学級編制方針を御覧ください。

まず、1の学級定員についてです。

各幼稚園の学級定員は、3歳児が20名、4歳児、5歳児がそれぞれ30名です。

2の学級編制についてです。

まず、3歳児の募集につきましては、募集園数は14園14学級で、募集人数は定員数と同様の20名となります。

③のところに記載してございますが、入園を希望する園に兄または姉がいる幼児につきましては、一般入園希望者に優先して入園ができるという規定になっています。

そして④では、募集人数を超える応募があった場合に抽選を行うこと、落選した場合の補欠登録、そしてその抹消に関することを規定しています。

⑤では、補欠登録した者の入園について、⑥は、応募者が8名未満の場合の学級編制について規定をしているものです。

次に、4歳児の募集について御説明いたします。

募集園数は9園9学級です。こちらは令和7年度募集におきまして、牛込仲之幼稚園、大久保幼稚園、落合第三幼稚園、落合第四幼稚園、淀橋第四幼稚園の3歳児が8名に満たなかったため、学級が編制されなかったことに伴うものです。

②の募集人数につきましては、定員から進級児を除いた人数としております。

③では、入園を希望する園に兄または姉がいる幼児につきましては、一般入園希望者に優先して入園ができるという規定になっています。

④については、応募者が募集人数を超える場合には、優先を受ける者を除いて抽選とすること。補欠登録及びその抹消について規定しております。

それでは、裏面にお移りいただきまして、⑤では、補欠登録者の入園に関する規定となっております。

次に、5歳児の募集についてです。

募集園数は12園12学級です。こちらは令和6年度の募集におきまして、余丁町幼稚園と落合第四幼稚園の3歳児が8名に満たなかったため、学級が編制されなかったことに伴うものです。

なお、②の募集人数及び③の募集人数を超えた場合の抽選及び補欠登録について、並びに④の補欠登録の入園に関する規定については、4歳児と同様です。

続きまして、(4)のその他のところでございます。

①では、休園中の園は募集しないこと、②では、入園承認書の発行日、これを確定日と呼んでおりますけれども、令和8年1月15日とすること、また③では、今後、学級編制方針の改正が必要と認められる状況が生じた場合には検討を行うことを規定しています。そして、④では、進級児の考え方として、令和7年10月15日を基準日として、当該園に在園して進級を希望する者とする。⑤では、進級児は募集によらず、次の学年に在園する旨を規定したものでございます。

それでは、議案の1枚目にお戻りいただけますでしょうか。第51号議案の提案理由でございます。

令和８年度の新宿区立幼稚園の園児募集に当たり、令和８年度の学級編制方針を定める必要があるためでございます。

説明は以上でございます。御審議のほど、よろしくお願いいたします。

○教育長 説明が終わりました。第51号議案について、御意見、御質問がありましたら、お願いいたします。

こちら、よろしいでしょうか。

〔発言する者なし〕

○教育長 特に御意見、御質問がないようですので、討論及び質疑を終了いたします。

第51号議案を原案のとおり決定してよろしいでしょうか。

〔異議なしの発言〕

○教育長 第51号議案は、原案のとおり決定いたしました。

◎ 第52号議案 新宿区指定文化財の指定について

○教育長 次に、第52号議案の説明を教育調整課長からお願いいたします。

○教育調整課長 それでは、「第52号議案 新宿区指定文化財の指定について」御説明いたします。

お手元の議案を１枚おめくりいただきまして、新宿区指定文化財の指定についての資料を御覧いただければと存じます。

今回の指定文化財の指定は、栗本丹洲の墓と諏訪神社の絵馬等奉納物の２件となっております。

なお、詳細につきましては、この後、文化観光課長から御説明申し上げます。

○文化観光課長 私のほうから、新宿区指定文化財の指定について、候補物件の御説明をいたします。

議案書の２枚目を御覧ください。

今回は、ただいま御説明ありました指定文化財２件でございます。

１、候補物件の内容です。

１件目は、栗本丹洲の墓です。種別は、指定史跡。所在地は、新宿区若葉二丁目３番地日宗寺になります。所有者は、記載のとおりでございます。

続いて、物件の説明です。

栗本丹洲は、江戸時代後期に活躍した奥医師・本草学者でございます。丹洲は実父田村藍

水に本草学を学び、22歳で幕府の奥医師栗本昌友の養子となりました。その後、天明5年に奥医見習として幕府医官に加えられ、寛政5年に隠居した父の跡を継ぎ、四代目瑞見を名乗りました。診療のほか、幕府の医学館で本草学講義や薬品鑑定に従事し、医学館薬品会では中心人物として度々出品を行いました。また、持ち前の画技を生かしまして、多くの図譜を作成し、代表作であります「千蟲譜」「魚譜」は、その収載数と正確さから高く評価をされました。

資料、裏面の2ページに、丹洲の墓の写真を記載してございますので、こちらも御確認いただければと思います。

墓所は向かって左に丹洲、右に妻の墓が並び立っております。丹洲の墓石は、総高118.8センチの安山岩で、戒名は「故法印兼薬品鑑定瑞仙院樂我居士」と刻まれております。墓前には、「日本医史学会」及び「東京名墓顕彰会」が建てた花立てが置かれてございます。

2ページの中段には、先ほど御説明した千蟲譜の一部も写真を掲載してございます。

1ページ目にお戻りいただきまして、指定の理由でございます。

栗本丹洲は、19世紀前半に奥医師として幕府医学館で本草学の講義を行い、また数々の生物図譜を作成いたしました。中でも生涯をかけて増補を続けた「千蟲譜」は、日本における初の昆虫図譜であり、幕末の本草学隆盛に大きな影響を与え、明治以降も広く参照されました。丹洲の図譜は正確さに定評があり、文政9年に江戸を訪れたシーボルトに送った図譜が後に彼の「日本動物誌」に取り上げられていることから、うかがい知ることができます。

我が国の文化史上、生物学史上、重要な史跡でございます。

続いて、3ページを御覧ください。

2件目は、諏訪神社の絵馬等奉納物でございます。

種別は、指定有形民俗文化財。所在地は、新宿区高田馬場一丁目12番6号 諏訪神社でございます。所有者は、記載のとおりです。

物件の説明です。

かつての諏訪村、戸塚村、大久保村を氏子圏とする諏訪神社に伝わった絵馬等奉納物でございます。総数は61点ございまして、このうち紀年銘を有するものは寛政6年の「放鷹の図」を最古といたしまして、昭和28年の棟札類に及びます。

内容としましては、絵馬類53件、棟札類5点、その他3点からなります。このうち、絵馬類の内訳といたしましては、諏訪神社の関連図5点、社頭祈願図5点、鷹匠関連図7点、歴史・伝説関連図6点、馬を描いた図3点、戦争の図2点、芸能の図2点、花鳥図4点、さら

に大久保鉄砲組関連図が4点、諏訪神社の関連額が7点、文芸関連2点、日清・日露戦争関連が2点、その他4点からなります。

全体的に着色の剥落や退色も見られまして判読困難なものもありますが、絵画資料、民俗資料のみならず、地域資料としても貴重なものでございます。

続いて、指定の理由でございます。

61点の絵馬等奉納物には、時代と地域性を反映した特色が見られ、地域の人々と諏訪神社の結びつきを示すものとして重要な意味を有してございます。

近世・近代のものが数多くまとまって存在し、寛政7年の年紀を持つ「諏訪大明神祭礼図」、文政4年から嘉永2年にかけて、大久保鉄砲組が奉納した4点の「十五間立放奉納額」など、神社や地域の歴史資料として重要なものを含みます。

地域の歴史や信仰、文化を知る上で重要な資料でございます。

3ページから4ページにかけまして、主要な絵馬の写真と地図を掲載してございます。

4ページです。2、決定後の取扱いでございます。

教育委員会で決定後、新宿区文化財保護条例第5条第2項の規定により告示を行います。併せて、防犯・防災活用等の観点から、警察・消防等関係機関に通知し、所有者には指定書を交付するとともに、文化財説明板の設置について協議をいたします。

情報発信につきましては、区の広報紙、ホームページ、新宿文化観光資源案内サイトであります「温故知しん！じゅく散歩」で紹介をいたします。

私からの説明は以上です。

○教育調整課長 それでは、議案の1枚目にお戻りください。

第52号議案の提案理由でございます。

新宿区文化財保護審議会から答申のあった文化財について、新宿区文化財保護条例第5条に基づき、新宿区指定文化財に指定するためでございます。

以上、御審議のほど、よろしくお願いいたします。

○教育長 説明が終わりました。第52号議案について、御意見、御質問がありましたら、願いいいたします。

よろしいでしょうか。

〔発言する者なし〕

○教育長 特に御意見、御質問がないようですので、討論及び質疑を終了します。

第52号議案を原案のとおり決定してよろしいでしょうか。

〔異議なしの発言〕

○教育長 第52号議案は、原案のとおり決定いたしました。

以上で、本日の議事を終了いたします。

◆ 報告 1 新宿区地域文化財の認定について

○教育長 次に、事務局から報告を受けます。

まず、報告 1 について説明を受け、質疑を行います。

それでは、事務局から説明をお願いいたします。

○文化観光課長 それでは、新宿区地域文化財の認定について、御報告をいたします。

新宿区文化財保護条例第17条第 1 項の規定に基づきまして、新宿区地域文化財を認定いたしました。

慶應義塾大学食養研究所跡と梅屋庄吉旧居跡の 2 件でございます。

認定日は、令和 7 年 8 月 15 日です。

概要について御説明をいたします。資料の 2 枚目、別紙を御覧ください。

1 件目、慶應義塾大学食養研究所跡です。分野は、歴史分野及び生活分野。所在地は、新宿区信濃町35番地、慶應義塾大学病院になります。所有者は記載のとおりでございます。

慶應義塾大学食養研究所は、大正15年に当時の日本の人口・食糧問題の解決や患者の食事療法の研究を目的として、慶應義塾大学医学部に設置をされました。同年 8 月には、三井財閥の益田孝のほか財界有力者の寄附によって、鉄筋コンクリート 3 階建ての「食養研究所」が建てられました。

ここでは、主任の大森憲太を中心に栄養増進、食事療法、ビタミン学の研究が行われ、特に脚気の原因究明と食事療法において業績を上げました。食養研究所は、平成 2 年に廃止となりまして、64年の歴史に幕を閉じました。跡地には、往時の外壁の一部と平成11年に設置されました「食研跡地記念の碑」が建てられています。

資料の裏面に、この土地の写真を記載してございます。

2 件目でございます。2 件目は、梅屋庄吉旧居跡（エム・パター大久保撮影所跡）でございます。分野は、都市・産業分野及び文化・芸術分野でございます。所在地は、新宿区百人町二丁目23番27号、学生の家。所有者は、記載のとおりです。

日本映画界の草創期に活躍した実業家梅屋庄吉が、明治42年から亡くなる昭和 9 年まで暮らした旧居跡になります。

明治39年に映画会社エム・パテー商会、日活の前身となりますが、こちらを設立した庄吉は、同42年に大久保百人町に土地を購入し、自宅とエム・パテー大久保撮影所を建設いたしました。エム・パテー商会では、海外映画の輸入や映画の自社制作を行い、草創期の日本映画界を牽引いたしました。また、庄吉は、犬養毅をはじめ、国内のアジア主義の要人たちとも交流が深く、日本亡命時の孫文の生活を全面的に支援をいたしました。孫文と宋慶齡の披露宴はこの梅屋邸で開催されたと伝えられています。梅屋庄吉の東京での活動拠点であったこの地は、日本の文化史上、重要な史跡でございます。

資料1枚目にお戻りください。

3、認定後の取扱いでございます。

認定後は、所有者に通知をするとともに、告示を行いました。また、所有者には認定プレートを交付してございます。情報発信についてです。こちらも広報紙、ホームページ、新宿文化観光資源案内サイトの「温故知しん！じゅく散歩」で紹介をしております。

報告は以上です。

○教育長 説明が終わりました。報告1について、御意見、御質問のある方は、お願いいたします。

○年綱委員 学生の家建物についてお尋ねします。

私は、学生の家近くに住んでいるんですが、この建物は、かなり古いと思うのですが、建て直しや建て壊しについては、今後どうなっていくのでしょうか。認定されてしまうと、壊すことはできないのでしょうか。

○文化観光課長 お尋ねの学生の家建物につきましては、今回の認定をした史跡とは別物になりますので、その建物の建て替えにつきましては、特段何か制限があるということはありません。

○年綱委員 分かりました。ありがとうございます。

○教育長 ほかにいかがでしょうか。

よろしいでしょうか。

〔発言する者なし〕

○教育長 ほかに御意見、御質問がなければ、討論及び質疑を終了します。

それでは、ここで文化観光課長には御退席をいただきます。ありがとうございました。

〔文化観光課長退席〕

◆ 報告 2 新宿区立中学校における35人学級の実施について

○教育長 引き続き、事務局から報告を受けます。

報告2について説明を受け、質疑を行います。

それでは、事務局から説明をお願いいたします。

○学校運営課長 報告事項の2、新宿区立中学校における35人学級の実施について、御報告いたします。

令和7年度をもって、小学校については全学年での35人学級編制が実施されましたが、この6月に東京都から、都内公立中学校における35人学級編制の方針が示されました。そのため、新宿区立中学校においても、令和8年度から段階的に35人学級を実施いたします。

実施内容でございます。

令和8年度の中学校1年生から令和10年度の中学校3年生にかけて、段階的に35人学級を実施してまいります。

35人学級の編制となりますので、こちらには参考として令和8年度の新中学校1年生の受入可能数を記載してございます。

令和8年度以降につきましては、住民登録などを基にしました入学予測者数を基に35人ごとに1クラスを編制することとして、受入可能数を設定してまいります。

受入可能数でございますけれども、こちらは区立中学校の入学希望者が住所で指定された学校に全員が入学できるということを前提とした人数として設定しているものとなります。

報告は以上です。

○教育長 説明が終わりました。報告2について、御意見、御質問のある方は、お願いいたします。

それでは、私からですけれども、令和7年度に入って35人学級編制という話になりましたといえますか、都から通知があったということになりますけれども、令和8年度に学級を増としなければいけないのは、牛込第三、落合第二、新宿西戸山となっていますけれども、改修経費等、大丈夫なんでしょうか、どうでしょうか。

○学校運営課長 現在、増学級が見込まれる学校のほうとは、打合せを始めさせていただいているところになります。各学校とも学級が増えるという中で、学校運営をどのようにするかというところで、増やす部屋について現在検討させていただいているところになりますけれども、大きな改修ではなく、既存の予算を活用させていただきながら、来年度に向けては準備ができる見込みでいるところです。

○教育長 分かりました。よろしくお願いいたします。

ほかはよろしいでしょうか。

〔発言する者なし〕

○教育長 特に御意見、御質問がなければ、討論及び質疑を終了します。

◆ 報告 3 その他

○教育長 次に、報告 3、その他ですが、事務局から報告事項はありますでしょうか。

○教育調整課長 特にございません。

○教育長 ありがとうございます。

◎ 閉 会

○教育長 以上で報告事項を終了し、本日の教育委員会を閉会といたします。

午後 2 時 3 5 分閉会